

山 監 査 第 9 5 号

平成30年（2018年）8月27日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

**【健康福祉部】**

1 国保年金課

[指摘事項 国民健康保険基金について]

平成26年度から平成28年度の会計において、財源が不足しないにもかかわらず、基金を取り崩し、国民健康保険会計に繰り入れている。基金条例の規定からすると不適切な会計処理であることから、適切な処理をされたい。

[改善措置]

平成30年9月定例会において、「山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について」を上程し、広域化後の国民健康保険の財政運営を見据え、基金をより柔軟に活用できるよう処分規定を改正します。